

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2021年7月 No.60

米国輸出管理規制アップデート～エンティティ・リストの更新～

弁護士 塚本 宏達

弁護士 下村 祐光

はじめに

2021年7月12日、米国商務省産業安全保障局（the U.S. Department of Commerce's Bureau of Industry and Security）は、米国の国家安全保障上懸念のある個人・法人等のリストであるエンティティ・リストに34の主体を追加するための最終規則（以下、「本最終規則」といいます。）を公表しました¹。本最終規則は即日効力を生じるものとされており、追加された主体の内訳は、カナダ、中国、イラン、レバノン、オランダ、パキスタン、ロシア、シンガポール、韓国、台湾、トルコ、アラブ首長国連邦、英国の主体が含まれています。

本ニュースレターではこのエンティティ・リストのアップデートについて簡単に紹介します。

本最終規則の内容

エンティティ・リストとは、米国輸出管理規則（Export Administration Regulations、以下「EAR」といいます。）のもとで整備されている、米国の国家安全保障や外交政策に反する活動に関与していると考えられる個人、法人及び団体等のリストのことをいいます²。エンティティ・リストでは、エンティティ名とともに、当該エンティティに対して輸出等を行う際に許可の対象となる品目・当該エンティティに対する輸出等の許可が申請された場合の当局の検討方針等がリストの形式で整理されています。こうしたエンティティ・リスト掲載者への輸出規制は、購入者、中間荷受人、最終荷受人又はエンド・ユーザー等の立場で当該エンティティ・リスト掲載者が取引に関与する場合に適用されます。

今回 China Academy of Electronics and Information Technology 他中国の14の主体は、新疆ウイグル自治区での人権抑圧活動や強制労働、先端技術による当該自治区の監視に関して、中国政府に加担したことを理由としてエンティティ・リストに追加されました。

その他に、①EARに違反するイランへの米国製品の輸出に関与していることを理由として、Modern Agropharmaceuticals & Trade Establishment 等が、②人民解放軍（People's Liberation Army, PLA）を支援して、米国原産品を取得し、又は取得を試みたことを理由として、Hangzhou Hualan Microelectronics Co., Ltd. 等が、③権限のない軍事使用目的のための米国原産品の調達に関与している（EAR違反）可能性があることを理由として、Wuhan Raycus Fiber Laser Technologies Co., Ltd.が、④SDN（Specially-Designated Nationals）リストに掲載されている主体へ必要な許可無くEAR対象製品を輸出し、又は輸出を試みたことを理由として、Beijing Hileed Solutions Co., Ltd.等が、⑤ロシアの軍事プログラム促進のための米国原産電子部品の調達に関与

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-07-12/pdf/2021-14656.pdf>

² <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2326-supplement-no-4-to-part-744-entity-list-4/file>

していることを理由として、OOO Teson 等が、⑥核拡散への関与を理由として TEM International FZC がそれぞれ追加されています。

今後に向けて

バイデン政権は、新疆ウイグル自治区での強制労働等の 인권侵害問題に対し厳しい姿勢を示しており、今回の一定の中国企業のエンティティ・リストへの追加もこの一環といえます。2021年7月13日、バイデン政権は、中国の新疆ウイグル自治区での強制労働等の 인권侵害に関与する事業体がサプライチェーンに含まれていないか、産業界に注意を促す勧告を更新しました³。ここでは、米国商務省 (the U.S. Department of Commerce)、同国務省 (the U.S. Department of State)、同財務省 (the U.S. Department of Treasury) 等の省庁が、新疆ウイグル自治区の企業と取引をする際のリスク等について詳細なガイダンスを示しています。中国企業のエンティティ・リストへの追加は、バイデン政権が、中国との外交政策として、必要に応じて制裁・輸出管理を適用する意思があることの現れであり、今後の動向が注目されます。

また、EAR の他にも、米中摩擦を背景とした、日本企業にも影響のある米国法上の規制は存在します。そのうち、2020年8月に施行された米国国防権限法については、「米国政府による HUAWEI 製品等の排除～国防権限法 889 条の施行～」(NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報 No. 50) でご紹介しているとおり、2021年8月13日までに同法 889 条(a)(1)(B)に関する最終規則が公表されることが予定されておりますので、同法についても、最新の情報を注視する必要があります。

2021年7月27日

³ <https://www.state.gov/xinjiang-supply-chain-business-advisory/>

[執筆者]



塚本 宏達 (弁護士・パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

1998年京都大学法学部卒業。2005年 The University of Chicago Law School 卒業(LL.M.)。2005年～2007年に Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレーオフィス) に勤務。2000年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2015年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、日系依頼者が米国において事業活動を行うことに関連して生じる様々な問題について、紛争対応を含めて継続的に助言をしている。



下村 祐光 (弁護士・アソシエイト)

yuko_shimomura@noandt.com

2008年慶應義塾大学法学部法律学科中退(3年次修了後、法科大学院へ進学)。2011年慶應義塾大学法科大学院修了。2018年 New York University School of Law 卒業(LL.M.)。2012年長島・大野・常松法律事務所入所。2018年～2020年長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。2020年12月、長島・大野・常松法律事務所東京オフィスに復帰。入所以来、M&A、ファイナンス取引を中心とした案件に従事し、近時は輸出管理規制などの米中摩擦対応についてもアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として2010年9月1日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、

<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。